

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日A所在のB会社C店に雇用された。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、中腰の姿勢で商品の運搬、品出し等の作業を継続したところ、腰部を痛め（以下「本件災害」という。）、翌〇日、D医院を受診し、「腰痛症」と診断され、同月〇日、E病院に転医し、「筋々膜性腰痛症、仙腸関節炎、白蓋形成不全」（以下「本件傷病」という。）と診断された。請求人は、療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は本件傷病を業務上の事由によるものと認め、これを支給する旨の処分を行った。
- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）したのものとして、これを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。請求人は、前回処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが棄却されたため、更にこの決定を不服として再審査請求をしたものの、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成30年労第24号事件。以下「前裁決」という。）。
- 4 本件は、請求人が平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付

けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付を支給しない旨の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件再審査請求は、前回処分に係る請求と同一の理由による後続請求と認められるところ、当審査会は、前裁決において、請求人の本件傷病については平成〇年〇月〇日の時点において治癒(症状固定)の状態にあると判断している。

(2) 請求人は、症状固定後も通院しており、筋力強化等を行ったことにより明らかに症状も軽減していることは主治医も認めている旨主張するが、当審査会として改めて一件記録を精査したが、新たな事実や証拠もなく、前裁決における判断を変更すべき理由は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。